# 不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>水洗便所への改造命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>インフラ整備部下水道課排水設備係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>下水道法第１１条の３第３項及び第４項<br><br>３　公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。<br><br>４　第一項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準<br>（未設定の場合はその理由）</td><td>法第１１条の３第３項中「相当の期間」については３年とする。<br>法第１１条の３第３項中「相当の理由があると認められる場合」については「移転される予定のもの」「資金の調達が困難なとき」とする。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年4月1日設定（平成　　年　月　　日最終変更）</td></tr>
</table>